

Ⅳ. 緩和ケアにおける各職種の専門性

3. 薬剤師の専門性と緩和ケア

加賀谷 肇

(済生会横浜市南部病院 薬剤部)

はじめに

チーム医療の充実が望まれている今日、医療チームの一員として患者に安全かつ高度な医療・薬物療法を提供できる専門薬剤師を養成することは社会的ニーズとなってきた。

社団法人日本病院薬剤師会では2004年度より専門薬剤師認定制度特別委員会を設置し、社会的要請が高まりつつあるがん薬物療法、感染制御、栄養療法の3領域について各小委員会を組織して専門薬剤師の認定制度の検討が開始された。各小委員会には関連学会等からの委員が特別委員として加わっていただき協議を重ね、その骨子が示された。一方、現状における薬剤師としての緩和ケアへの参画は多くの施設で進んではいるものの、緩和ケア加算の算定要件に薬剤師が明記されていないため、自主的に任意でチームに参加しているが、ルーチン業務として参画できていないのが、大方の実情のようである。

がん疼痛緩和における薬剤師の専門性の追及

病棟での薬剤管理指導業務は多くの施設で実施され、患者の服薬指導や投薬管理業務は医療安全にも関わる薬剤師の重要な業務として定着してきた。

緩和ケアにおける服薬に関する説明や副作用などのモニターは、がん患者の痛みを正しく理解し、評価するうえで重要であり、そのためには患者や家族とのコミュニケーションを十分にとる必要がある。患者から聴取した内容をもとに薬剤管理指導業務を進めていく場合、患者の薬物治療上

の問題点を抽出し、チームで症状管理を分担し、薬剤師は服薬指導を行っている。

また、院内緩和ケアチーム主催の講演会や症例検討会の開催により院内の緩和ケアチームの認知度や、回診では依頼があるなしにかかわらず、全病棟のナースステーションに立ち寄り、緩和ケアを必要としている患者に関して情報を入手している。その他、地域の病院が主催する緩和ケア講演会などにも積極的に参加し、新しい情報収集は怠ることができない。

緩和ケアチームにおける薬剤師の業務とは

当院の場合、緩和ケア担当薬剤師は筆者を含めて3名おり、ルーチン診療は他の2人の薬剤師が中心で、筆者は回診、カンファレス、緩和医療運営会議に参加している。

緩和医療担当薬剤師のおもな役割は以下のよう

- にまとめられる。
- ①医薬品情報の収集・提供および患者への服薬指導など。
 - ②処方リスクマネジメントチェック
 - ③特殊製剤の対応
 - ④薬物治療モニタリング
 - ⑤薬物適正使用のためのスタッフ教育
 - ⑥麻薬初回服用外来患者への個別指導（随時依頼応需）
 - ⑦その他

⑥に示したように、各科外来から初めて医療用麻薬が処方された時に担当医がさらに詳しい服薬指導の必要性を感じた場合、薬剤部の緩和ケア担

■表1 研究会の活動内容

第1回 「市民公開講座・講演会」

日時：2004年10月3日（日）13：00～15：30

場所：関内ホール（横浜市）

I. 特別講演「痛みが緩和された末期ガン患者さん—自宅での生活を拝見し」

演者：川越 厚（ホームケアクリニック川越院長）

II. パネルディスカッション「がんの痛みはがまんしないで」

パネリスト：川名万千子（ひろ薬局店長）

加賀谷肇（済生会横浜市南部病院薬剤部長）

第2回 「市民公開講座・講演会」

日時：2005年10月16日（日）13：00～15：30

場所：横浜市開港記念会館 講堂

I. 特別講演「がんの痛み—どこでもできる鎮痛薬治療法」

演者：武田文和（埼玉医科大学客員教授）

II. パネルディスカッション「緩和医療はあなたを痛みから解放します」

パネリスト：隅田直子（澄生会横浜市南部病院ソーシャルワーカー）

初鹿野美貴子（こじか薬局薬局長）

第3回 「市民公開講座・講演会」

日時：2006年10月29日（日）13：00～15：30

場所：横浜市開港記念会館 講堂

I. 特別講演「がんを生きる—終末期医療から学ぶ生き方のヒント」

演者：小澤竹俊（めぐみ在宅クリニック院長）

II. パネルディスカッション「在宅におけるがん疼痛緩和ケア、ホスピスにおける疼痛緩和ケア」

パネリスト：吉井涼子（都築医療センター 訪問看護ステーション）

平野正幸（ピースハウス病院 薬剤師）

当薬剤師に対し医療用麻薬服薬指導依頼を出すことができるシステムを構築した。服薬指導の依頼が出された患者および家族に対し薬剤部内の個別指導室で対応している。

また、対応できる薬剤師の底辺を拡大する目的や病棟担当薬剤師が緩和ケアにもっと関わられるようにするために月に2回朝の始業前に有志が集まり、30分間でミニレクチャーを開催し、緩和ケアにおける薬物治療を中心とした教育研修を行っている。

神奈川県薬剤師がん疼痛緩和研究会による緩和ケアの普及活動

（社）神奈川県薬剤師会および（社）神奈川県病院薬剤師会に籍をおく薬剤師の独立した学術団体として、①地域に根ざしたがん疼痛緩和の推進と普及を図る、②会員薬剤師のがん疼痛緩和に関する研究および生涯学習を推進する、③会員相互における情報交換および資質の向上を図る、ことを目

的に2004年2月に発足した。研究会は市民公開講座、学術講演会、研修会を開催し、緩和医療が必要ながん患者のQOLの向上、終末期ケアの技術の向上に薬剤師として寄与することを主な目的として開催している。

毎年春には会員および入会希望者のための研修会開催し、毎回200名近い参加者が集まっている。また、秋には市民公開講座を開催しているが、リピーターの一般市民を含め400～500人の参加がある。これまでの活動内容を表1に示す。

これまでの3回の活動並びに別途開催した2回の薬剤師研修会を通して実感していることは、患者あるいは一般市民に緩和ケアということの重要性が少しずつに理解され始めたように思われる。また、病院において緩和ケアに実際に関わっている薬剤師が確実に増加していることや、この領域に関心を持ち将来在宅訪問医療の一環として緩和ケアに関わる意義や必要性を感じている保険薬局の薬剤師が増えたことが挙げられる。

がん専門薬剤師認定申請資格要件

(社)日本病院薬剤師会では、以下のすべてを満たす者はがん専門薬剤師の認定を申請することができるとしている。

①日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた識見を備えていること。

②申請時において、日本薬剤師研修センター認定薬剤師、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、あるいは日本医療薬学会認定薬剤師であること（海外での研修、教育を受けた者は別途審査する）。

③薬剤師歴が5年以上あり、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、日本薬学会、日本医療薬学会、日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会のいずれかの会員であること。

④申請時において、引き続いて3年以上、日本医療薬学会、日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会のいずれかが認定する施設においてがん薬物療法に従事していること（所属長の証明が必要）、あるいは日本病院薬剤師会専門薬剤師認定制度委員会認定する研修施設において病棟業務、抗がん剤注射剤ミキシング、TDM (therapeutic drug monitoring)、緩和ケアなどの実技研修を3カ月以上履修していること。

⑤認定対象となる講習（日本病院薬剤師会あるいは各都道府県病院薬剤師会が実施するがん領域の講習会、日本癌治療学会や日本臨床腫瘍学会が主催する教育セミナーなど）を所定の単位以上履修していること。

⑥日本薬学会、日本医療薬学会、日本癌治療学

会、日本臨床腫瘍学会の各年会、日本薬剤師会学術大会、関連する国際学会あるいは全国レベルの学会においてがん領域に関する学会発表が3回以上（うち、少なくとも1回は発表者）、複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌にがん領域に関する学術論文が2編以上（うち、少なくとも1編は筆頭著者）、薬剤管理指導の実績50症例以上（複数のがん種）、のすべてを満たしていること。

⑦所属長（病院長あるいは施設長等）の推薦があること。

⑧日本病院薬剤師会が行う認定試験に合格していること。

以上が現行のがん専門薬剤師の認定の基準であるが、かなりハードルが高い基準である。

まとめ

この認定制度はがん対策基本法の制定以前に検討され、推進されたものであるため、がん治療が中心になっている感は歪めない。がん対策基本法ではがんの予防、治療、緩和ケアの3本の柱から構成されており、がん専門薬剤師の一部に緩和ケアが置かれていることになる。緩和ケアは独立した専門性を要し、今後のがん治療のあり方を考えるうえでも、緩和ケアに専門性を持って関われる薬剤師の育成は急務であり、日本緩和医療学会等にも働きかけながら薬学領域の中にも緩和ケア専門分野を確立していくことも、社会の要請への対応となると考えている。